

# 【概要】札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例（愛称:つながるさっぽろ条例）

## 1 条例制定の背景

国の動き

- 共生社会の実現に向けて、バリアフリー法、障害者差別解消法、アイヌ施策推進法のほか、認知症基本法やLGBT理解増進法など、個別の分野における法整備が着々と進められている。
- 平成30年には、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法)」を制定し、国を挙げて様々な視点から共生社会の実現に向けた取組を強化



札幌市の状況

- 札幌市では、これまで共生社会の実現に向けて様々な取組を進めてきたところだが、依然として主に次のような課題を抱えている。これらの多様な課題はそれぞれが複合的に絡み合い、複雑化しているところ

高齢者人口の増加への対応

障がいのある方への理解

地域意識の希薄化

子どもの権利への理解

支援を要する外国人市民の増加

男女の地位の平等感の偏り

アイヌ民族に関する理解

など

国の動きや札幌市の状況、昨今の価値観やライフスタイルの多様化等を踏まえ、

- 「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編)」において、多様性と包摂性のある都市を目指すことを掲げた
- 同ビジョンでは、まちづくりを進めていく上での重要概念の一つとして「ユニバーサル(共生)」を定め、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」を実現していくことを明記

## 2 条例の制定目的

- 札幌市が目指す多様性と包摂性のある都市とは、「差別や偏見がなく、互いにその個性を尊重され、能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現によりつくり出される都市であり、昨今の多様化・複雑化した社会課題等に的確に対応し、この都市をつくるに当たっては、社会を構成する主体である市(行政)・市民・事業者の連携・協働が不可欠
- 市(行政)・市民・事業者それぞれが連携・協働して取組を進めていくことができるよう、共生社会の実現に向けた基本理念等を共有することが重要



制定目的

共生社会の実現に関し、基本理念を定めるほか、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本事項を定めることにより、市・市民・事業者が連携・協働して共生社会の実現に向けた取組を進め、多様性と包摂性のある、「誰もがつながり合う共生のまち」をつくること

## 3 条例の概要

基本的な考え方

多様性を尊重したまちづくり

誰もが自分らしく暮らし、能力を発揮できるよう、多様性の尊重がこれまで以上に求められる

包摂的なまちづくり

社会的障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるよう、生きづらさを社会全体で解消していく

市・市民・事業者の協働による共創

市・市民・事業者それぞれが創造性の向上などの多様性が有する効果も踏まえながら、連携・協働の上で取組を進めていく

未来につながる取組の推進

多世代による取組を進め、特に次世代を担う子どもも参画しやすい取組を継続的かつ発展的に展開していく

項目	概要
前文	条例制定の背景や条例制定に対する思いなどを規定
目的	条例の制定目的を規定
定義	共生社会(差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会)等の定義を規定
この条例の位置付け	総合計画その他まちづくりに関する計画及びまちづくりに関する条例、規則等は、この条例に定める事項との整合を図らなければならない
基本理念	共生社会の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない ①誰もが、基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること ②誰もが、互いに理解し合い、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること ③市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むこと
市の責務	市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない
市民及び事業者の役割	市民・事業者は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努める。また、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努める
基本的施策	市は、共生社会を実現するため、次に掲げる施策を実施するものとする ①誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮した施設等の整備 ②市民又は事業者が行う多様性に配慮した施設等の整備への支援 ③日常生活又は社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援 ④個別の事業及び各種制度に係る分かりやすい情報提供 ⑤誰もが互いに理解し合い、支え合い、及び助け合う意識の醸成その他共生社会の実現に向けた取組を推進するための啓発、広報活動等 ⑥その他共生社会の実現に向けて必要な施策
推進体制の整備及び財政上の措置	市は、施策の推進体制を整備するほか、施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努める
附属機関の設置	附属機関として、「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会」を設置
委任	この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める
施行期日	令和7年4月1日から施行